

○三原市就労・移住定住支援事業補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 3 1 日

要綱第 5 5 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日要綱第 3 7 号 令和 6 年 3 月 2 9 日要綱第 2 3 号

令和 6 年 9 月 3 0 日要綱第 1 3 7 号 令和 7 年 3 月 2 4 日要綱第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保健福祉分野における人材の確保及び移住定住の促進を図るため、医療介護等施設及び保育等施設で新たに就労する市内在住者に対して、予算の範囲内において三原市就労・移住定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成 1 7 年三原市規則第 5 6 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間をいう。

(2) 新規就労者 事業実施期間内に新たに就労した者をいう。

(3) 常勤職員 期間の定めのない労働契約又は 1 年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、就労先を社会保険の適用事業所とする被保険者である職員をいう。

(4) 医療介護等専門職 次に掲げる専門職をいう。

ア 保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）に規定する介護福祉士

ウ 介護福祉士実務者研修修了者及び介護職員初任者研修修了者

エ その他市長が適当と認める専門職

(5) 保育等専門職 次に掲げる専門職をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士

イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する保育
教諭及び幼稚園教諭

ウ その他市長が適当と認める専門職

(6) 医療介護等施設 次に掲げる施設のうち、本市の区域に在するものをいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険サービス事業所

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉施設

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム

オ 児童福祉法に規定する障害児入所施設

カ その他市長が適当と認める施設

(7) 保育等施設 次に掲げる施設のうち、本市の区域に在するものをいう。ただし、国立及び市立のものを除く。

ア 児童福祉法に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園

エ 児童福祉法に規定する障害児通所支援施設

オ その他市長が適当と認める施設

(8) 賃貸住宅 新規就労者が本市への移住に伴い、自己の居住の用に供するために住宅の所有者から賃借した本市の区域に在する住宅をいう。

(9) 市税 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

（補助金の種類）

第3条 補助金の種類は、移住支援金及び就労奨励金とする。

2 移住支援金とは、医療介護等専門職又は保育等専門職の人材確保及び市外からの移住定住を促進するため、就労に伴う引越費用等の一部を補助する金銭をいう。

3 就労奨励金とは、医療介護等専門職及び保育等専門職の人材確保を促進するため、就労時に一時金として交付する金銭をいう。

（補助対象者等）

第4条 補助金の補助対象者、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の申請は、三原市補助金等交付規則第4条第1項ただし書の規定により、事後の申請とする。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市就労・移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 従事する専門職の資格証の写し
- (2) 就労証明書（様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 地域活動参加状況等証明書（様式第4号）
- (5) 引越しに係る領収書等の写し（引越費用の補助を申請する場合に限る。）
- (6) 賃貸住宅の賃貸借契約書及び領収書又は支払額が確認できる書類の写し（家賃の補助を申請する場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第5号）（家賃の補助を申請する場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、三原市就労・

移住定住支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第 6 号）
又は三原市就労・移住定住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、三原市就労・移住定住支援事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 8 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付を受けた日から 3 年未満の間に、市外に転出したとき。

（3） 就労開始日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

（4） その他市長が当該取消しにつき相当の事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を求めなければならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和５年４月１日要綱第３７号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日要綱第２３号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年９月３０日要綱第１３７号）

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２４日要綱第１８号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１ 移住支援金

補助対象者	補助対象経費	補助金額
次のいずれにも該当する者 (1) 令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間に市内に転入した者のうち、転入日前１年以上市外に住所を有し、事業実施期間内に新たに就労したものであること。 (2) 医療介護等施設又は保育等施設において、医療介護等専門職又は保育等専門職の常勤職員として従事する新規就労者であること。 (3) 市内に住民登録がなされていること。 (4) 移住支援金の交付を受けた日から、３年以上勤	(1) 引越費用 市内へ引越しをする際に要した費用のうち、補助対象期間（令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの期間をいう。以下同じ。）内に引越業者及び運送業者に支払ったものとする。 (2) 家賃 賃貸借契約に基づき定められた賃借料で、補助対象期間内に支払ったものとする。ただし、家賃に共益費、管理費、駐車場使用料その他の	上限１０万円 左記の支払った月額の賃借料から住宅手当（就労先から支給され、又は負担される住宅に関する全ての手当等の月額をいう。）を差し引いた額（月額４万円を限度とする。）

務を継続し、かつ、本市に居住する意思があること。 (5) マイナンバーカードを取得していること。 (6) 本市の市税の滞納がないこと。 (7) 住民自治組織等地域活動団体の活動に参加していること。	住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除くこととし、この場合におけるこれらの費用の額は、周辺の住宅状況等を勘案し、市長が別に定めるものとする。	に居住月数（6箇月を限度とする。）を乗じて得た額
(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。 (10) 市の実施する各施策に関する調査に協力すること。 (11) 三原市移住支援金	(3) 養育費 扶養している子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもをいう。）の監護、教育等に要した費用とする。	月額2万円に養育月数（6箇月を限度とする。）を乗じて得た額

交付要綱（令和3年三原市要綱第112号）第1条に規定する三原市移住支援金（以下「三原市移住支援金」という。）の交付を受けていない又は受ける予定でないこと。		
--	--	--

備考 引越費用、家賃及び養育費を合算した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 就労奨励金

補助対象者	補助金額
次のいずれにも該当する者 (1) 保育等施設において保育等専門職又は医療介護等施設において医療介護等専門職の常勤職員として従事する新規就労者であること。ただし、新規就労前に市内の保育等施設又は医療介護等施設において常勤職員として勤務していた場合は、直近の退職した日から2年を経過していること。 (2) 市内に住民登録がなされていること。 (3) 就労奨励金の交付を受けた日から、3年以上勤務を継続し、かつ、本市に居住する意思があること。 (4) マイナンバーカードを取得していること。 (5) 本市の市税の滞納がないこと。 (6) 住民自治組織等地域活動団体の活動に参加していること。 (7) 過去にこの要綱に基づく就労奨励金の交付を受けていないこと。 (8) 生活保護法の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 (9) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な	補助対象者1人当たり20万円

関係を持つ者でないこと。 (10) 市の実施する各施策に関する調査に協力すること。 (11) 三原市移住支援金の交付を受けていない又は受ける予定でないこと。	
---	--